

個別労働関係紛争 解決のしおり

あなたの職場のトラブル、
社労士会労働紛争解決センターに
あっせん申し立て
してみませんか？



かいけつサポート
認証紛争解決サービス



法務大臣認証第53号 厚生労働大臣指定第16号

社労士会労働紛争解決センター埼玉

埼玉県さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル7階
埼玉県社会保険労務士会内 **TEL 048-826-4864**

CONTENTS

1. はじめに	1
2. あっせん申し立てをするにはどうしたらいいか	1
Q1. 会社から一方的に解雇を告げられ、困っています。 直接、解決センターに申し出ればいいのですか？	1
Q2. 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申し立てできますか？	1
Q3. 申し立てに代理人を立てることはできますか？	1
Q4. あっせん申立書にはどんなことを書けばいいのですか？	2
3. 「あっせん」手続きの流れ、費用、実施日などについて	3
Q5. 申し立てをしてからの手順を説明して下さい。	3
Q6. 申し立てをするときの費用はいくらですか？	3
Q7. あっせんは、どこで行われますか。また、いつでも行っていますか？	3
Q8. 和解の仲介はどのように行われますか？	4
Q9. あっせん期日に出席しましたが、相手方が、なかなか和解案に 応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？	4
Q10. 解決センターに申し立てをすると何か法律的な利益がありますか？	4

CONTENTS

4. さらに詳しく理解するために	4
Q11. あっせん委員には、どういう人になるのですか？	4
Q12. あっせん委員は忌避（他のあっせん委員に交替）できますか？	4
Q13. 「解決センター」と都道府県労働局の「紛争調整委員会」との 違いはなんですか？	5
Q14. 申し立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人） がいる場合、あっせん期日に呼んで発言してもらってもいいですか？	5
Q15. 相手方が、申し立てに応じない場合はどうなりますか？ また、申し立てをしたことが相手方（事業主）に分かり、相手方から 不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいのですか？	5
Q16. 提出した個人情報資料等は、 あっせん手続終了後は返してもらえますか？	5
Q17. 申し立てに関する一切の秘密は守られますか？	5
Q18. 和解の成立以外で事件が終了する場合がありますか？	6
Q19. あっせん手続に関して、あっせん委員及び解決センター職員並びに 代理人等に苦情がある場合は、受けてもらえますか？	6
Q20. 成立した和解契約の内容について、当事者の一方が 履行（実行）しないときはどうすればいいのですか？	6

1 はじめに

社労士会労働紛争解決センター埼玉（以下『解決センター』という。）は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、**労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知識と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、無料、簡易、迅速に解決（和解の仲介）する機関**です。

2 あっせん申し立てをするにはどうしたらいいか

Q1 会社から一方的に解雇を告げられ、困っています。直接、解決センターに申し出ればいいのですか？

A 解決センターは、「あっせん」という手続きにより、個別労働関係紛争を解決に導くところです。

あなたが困っていることがどんな状況にあるか、また、それを解決するためには、**どのような方法をとったらいいかなどについて、まずは、埼玉県社会保険労務士会の「総合労働相談所」におたずねください。**総合労働相談所では、あなたの相談の内容から、解決センターに申し出ることが問題解決にとって一番いい方法であると判断すると、解決センターに引継ぎをします。または、直接、解決センターへ申請することもできます。

「総合労働相談所」の所在地

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル7階
TEL：048-826-4860 FAX：048-826-4866 E-mail：saitama@saitamakai.or.jp
相談日：毎週水曜日 10時～16時 要予約（TEL、FAX、メール、いずれも可）

Q2 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申し立てできますか？

A 解決センターで対象とするのは、**個別労働関係紛争**だけです。つまり、労働契約（解雇や出向・配転に関する事など）やその他の労働関係（職場内でのいじめ、嫌がらせなど）に関する事項についての、**個々の労働者と事業主との間の紛争が「あっせん」の対象**となります。したがって、労働組合と事業主との紛争（集团的労使紛争）や労働者と事業主との間における私的な金銭貸借問題等は対象になりません。また、解決センターでは、募集、採用に関係した紛争（内定に関するものを除く）及び退職後の出来事に起因する紛争も対象外になります。

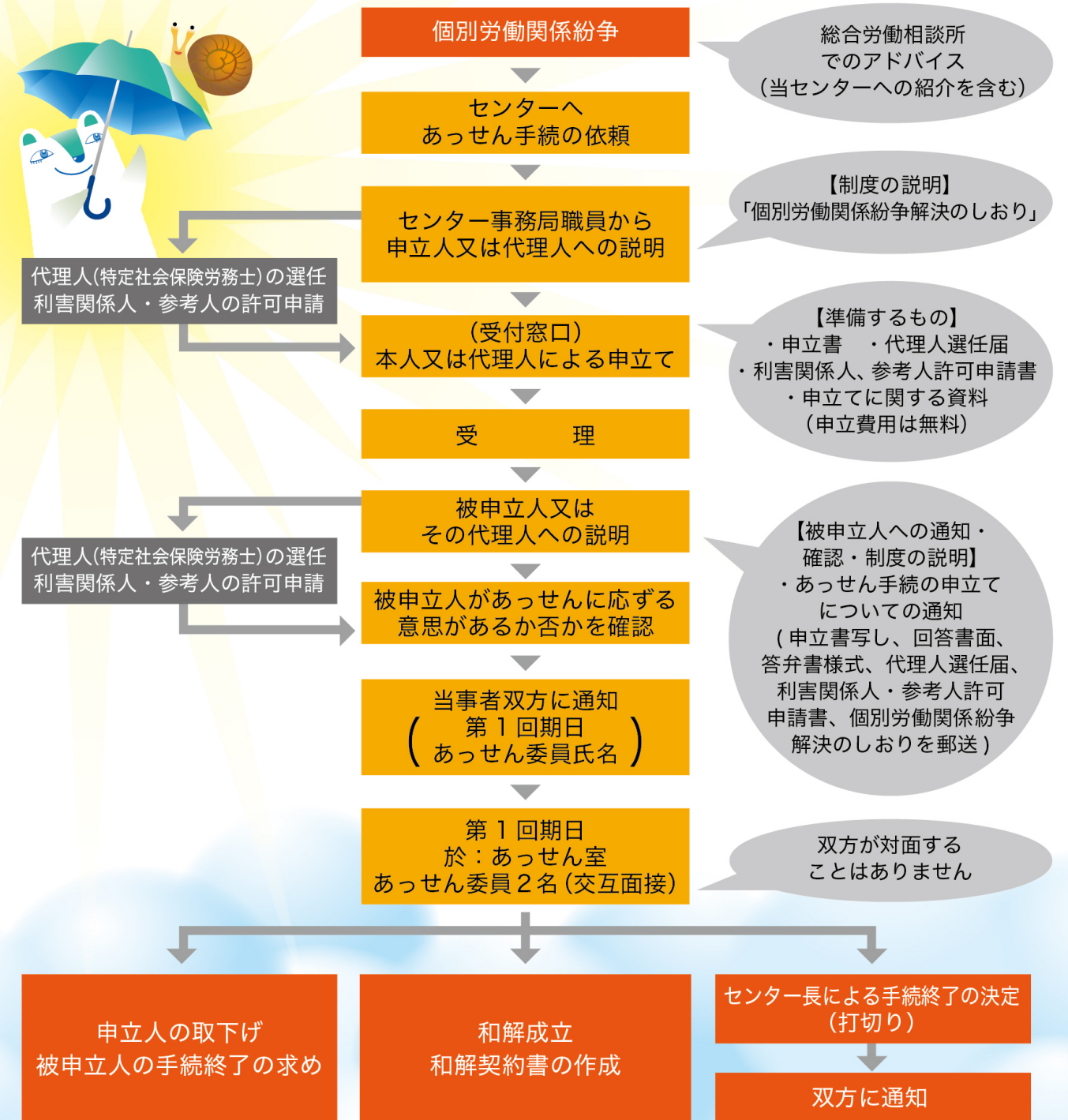
Q3 申し立てに代理人を立てることはできますか？

A 申し立ては、本人が直接行うことができますが、専門家の力を借りるために特定社会保険労務士や弁護士に代理人を頼むこともできます。特定社会保険労務士は社会保険労務士のうち、所定の研修を受けて、「紛争解決手続代理業務試験」に合格した者です。また、紛争の目的価格が120万円を超える場合には、特定社会保険労務士が単独では代理人となることができず、弁護士と共同して代理人となる必要があります。特定社会保険労務士は、埼玉県社会保険労務士会のホームページ <https://www.saitamakai.or.jp> で検索できます。

Q4 あっせん申し立てにはどんなことを書けばいいのですか？

A 解決センターが用意した用紙に、
①申し立ての年月日
②申立人の住所、氏名
③相手方の住所、氏名
④紛争の概要（いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたか、又はされたか。）
⑤解決を求める事項（申立人は、どういうふうにしてほしいのか。）
などを、記入していただきます。
また、紛争についての関係資料等がありましたら申し立て時に提出してください。

社労士会労働紛争解決センター埼玉におけるあっせん手続きの概要



3 「あっせん」 手続の流れ、費用、実施日などについて

Q5 申し立てをしてからの手順を説明してください。

- A**
- ① 申立書の内容を審査して、解決センターで対象とする事案であれば受理されます。
 - ② 申し立ての内容を相手方へ通知し、相手方があっせんに応ずる意思があるか否かを確認します。
 - ③ 相手方からあっせんに応ずるとの意思表示があった場合、当事者の都合を確認して、解決センターが、期日（あっせんを行う日）を指定し、7日前までに通知します。
 - ④ 期日前に、相手方から、答弁書（申し立ての内容について認めるか、あるいは否認するか、又は、申し立てについての反論とその理由を簡潔に記載した書面）及び紛争に関する資料を提出していただき、1回の期日で和解の成立を目指します。ただし、紛争の内容が、複雑困難な場合等、特段の理由があるときは、複数回の期日が開かれることもあります。
 - ⑤ 和解が成立した場合は、あっせん委員が作成する和解契約書に当事者双方及びあっせん委員が立会人として署名押印し、和解契約書を作成してあっせん手続は終了します。
 - ⑥ ①から⑤に要する期間は、おおよそ1か月を見込んでいます。
 - ⑦ 相手方が、あっせんに応じない場合は、そこであっせん手続は終了します。

Q6 申し立てするときの費用はいくらですか？

A 申し立てに関する費用は無料です。また、手続に関する通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費、宿泊費、その他の費用についても、当センターの負担です。

Q7 あっせんは、どこで行われますか。また、いつでも行っていますか？

A 解決センターに設置されている専用のあっせん室（非公開で秘密を守るため）で行われます。（控室は、それぞれ別にご用意しています。）双方が対面することはありません。

また、あっせんは、原則として、月曜日から土曜日（祝日を除く）の午前10時から午後8時までの希望する時間に行うこととしています。

Q8 和解の仲介は、どのように行なわれますか？

A 和解の仲介は、労働問題に精通した弁護士および特定社会保険労務士である「あっせん委員」が、当事者の自主的な紛争解決の努力（話し合い、譲り合い）を尊重しつつ、公平かつ適正に「あっせん」の手続を行い、かつ、紛争の実情に即した迅速な解決を図っていきます。具体的には、**あっせん委員が当事者双方からの主張を聞いたうえで、和解案を双方に示す**などにより、**最終的には「和解契約書」にまとめること**で解決に導きます。

Q9 あっせん期日に出席しましたが、相手方が、なかなか和解案に応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？

A あっせん委員は、当事者又は代理人からその主張、理由、説明等を求め、要点を確認して、粘り強く互いの譲歩を勧めます。しかし、お互い譲らず、和解が成立する見込みがないと判断した場合は、そこであっせん手続は、和解不成立となり終了します。

Q10 解決センターに申し立てをすると何か法律的な利益がありますか？

A 申立人が、同じ内容の紛争について**裁判所で訴訟中の場合**、当事者の共同申出により、裁判官の決定で**訴訟手続は一時中止**され、解決センターのあっせん手続が優先される場合があります。

また、時効によって権利を失うおそれのある事案の場合において、あっせん委員が和解の成立する見込みがないことを理由にあっせん手続を終了した場合には、当該事案について終了の日から1か月以内に訴えを提起したときは、解決センターが申し立てを受理した時点（申し立ての請求内容が特定できる場合に限る。）で、**時効が中断**され、時効によって権利を失う不利益を心配することなくあっせん手続に専念することができます。

4 さらに詳しく理解するために

Q11 あっせん委員には、どういう人がなるのですか？

A 国家資格を有する社会保険労務士の中から、**紛争解決手続代理業務試験に合格した特定社会保険労務士を原則として2名、および弁護士1名**が解決センター長により選任されます。

Q12 あっせん委員は、忌避（他のあっせん委員に交替）できますか？

A 当事者は、あっせん委員についてあっせんの公平な実施を妨げる事情があるときは、解決センターに忌避を申し出ることができます。そして、その申し出が相当であるときは、当該あっせん委員を忌避できます。また、当事者の利害関係人、親族、後見人等は、あっせん委員にはなれません。



Q13 「解決センター」と都道府県労働局の「紛争調整委員会」との違いはなんですか？

A 裁判とは違い、あっせんにより個別労働関係紛争を解決するという点では、両者は共通していますが、次のような違いがあります。

第一は、労働局の紛争調整委員会は、行政が実施しているのに対して、解決センターは、運営経費の全部が社会保険労務士の会費により成り立っていることです。

すなわち、解決センターは、社会保険労務士の社会貢献活動の一環として行っている民間のADR機関であるということです。このため、解決センターでは、申立費用は無料とし、手続に要する通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費、宿泊費、その他の費用についても、解決センターの負担としています。

第二は、紛争の目的価額（例えば、退職金として〇〇円支払ってほしい）が120万円を超える場合、あるいは超えることが予想される場合に、代理人を立てて申し出を行おうとすると、労働局では、目的価額にかかわらず特定社会保険労務士が単独で代理人を務めることが可能ですが、解決センターでは、特定社会保険労務士が単独では代理人になることができず弁護士と共同して代理人とならなければなりません（このことは社会保険労務士法第2条第1項第1号の6に規定されています。なお、別途弁護士費用が発生します。）。

第三は、解決センターは、利用者が便利のように、原則として月曜日から土曜日（祝日を除く）の朝10時から夜8時までの時間帯であっせんを行うようにしています。土曜日や夜間にできることで、仕事を休まなくても利用できます（12月29日～1月4日及び祝日を除く。）。

Q14 申し立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）がいる場合、あっせん期日に呼んで発言してもらってもいいですか？

A あっせん委員の許可及び相手方の同意があれば、上司や同僚（利害関係人・参考人・特定社会保険労務士）があっせん期日に出席して意見を述べるすることができます。

**Q15 相手方が申し立てに応じない場合はどうなりますか？
また、申し立てをしたことが相手方（事業主）に分かり、相手方から不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいですか？**

A 相手方へ申し立ての趣旨を通知して、相手方が、この申し立てに応じる意思がない場合は、解決センターでのあっせんはできず、事件は終了します。

また、相手方からの不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合には、解決センターにご相談ください。

Q16 提出した個人情報資料等は、あっせん手続終了後は返してもらえますか？

A 原本の場合は、その場で写しをとり原本はお返しします。その他の提出された資料等は、あっせんが終了するまで解決センターで厳重に管理し、あっせん手続終了時において、希望があれば、返却します。

Q17 申し立てに関する一切の秘密は守られますか？

A あっせん委員及び申し立てに携わる解決センターの職員には、守秘義務が課されており、その秘密が外部に漏れることは一切ありません。ただし、当事者の氏名等が特定されない形で研修の資料等に利用させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。なお、万一、秘密を漏らした者がいた場合は、厳正に処分されます。



Q18 和解の成立以外で事件が終了する場合がありますか？

A 和解の成立以外で事件が終了する場合は、①相手方が、申し立てに応じる意思がないとき ②当事者の一方が正当な理由なくあっせん期日に欠席し、又は当事者の一方が和解する意思がないことを明確にするなど、あっせん委員が和解の成立の見込がないと認めたとき ③申立人が、書面又は口頭で取り下げを求めたとき ④相手方が、書面又は口頭で手続終了を求めたとき ⑤当事者の一方が死亡したときなどにはあっせん手続は終了します。

Q19 あっせん手続に関して、あっせん委員及び解決センター職員並びに代理人等に苦情がある場合は、受けてもらえますか？

A 苦情の申し出があった場合には、解決センター苦情処理取扱規程により苦情相談員を選任して、責任を持って処理にあたり、公正かつ忠実に対応します。

Q20 成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行（実行）しないときはどうすればいいのですか？

A 一般には、信義誠実の原則に則り、和解の内容が履行されることと思われませんが、万一、履行されなかった場合は、民法上の和解の効力を有するものの、この和解契約には法律的強制力がありませんので相手方に対して強制することはできません。そこで、法律的強制力を持たせるためには、和解契約の内容について債務名義にする方法があります。

債務名義にする方法として、①簡易裁判所に和解契約を内容とする即決和解の手続をとること②公証役場において相手側が強制執行を承諾する公正証書を作成しておくことなどがあります。

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



法務大臣認証第53号 厚生労働大臣指定第16号

社労士会労働紛争解決センター埼玉

埼玉県さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル7階
埼玉県社会保険労務士会内 **TEL 048-826-4864**

